

鳥取県告示第164号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市福部町箭浜字コン場311の1、311の4、312の1、312の3から312の6まで、312の8、312の10、312の12、312の13、312の15、312の17、312の19、312の25から312の27まで、312の36から312の38まで、312の40から312の46まで、313の2、313の4から313の9まで、313の11、313の12、313の16、313の17、314から317まで、317の1、319、320、323、324の1、324の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）